

認定こども園の民営化に伴う 受託事業者を募集しています

市立竹松幼稚園と市立竹松保育所を民営化して、平成21年4月に開設する「認定こども園」の受託事業者を募集しています。県内の社会福祉法人または学校法人で、別に定める要件を満たす事業者が応募できます。募集要項および申込書類はこども政策課で配布しますが、市のホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ こども政策課 ☎549100
教育総務課（内線362）

出張所の管理人(住込み)を募集します

入居場所 松原出張所
入居条件 配偶者または成人の家族と同居できる人で、平日は17時30分～翌朝8時30分まで、土・日曜日、および祝日は終日管理できる人
入居予定日 2月1日(金)
申込期限 1月18日(金)
申込方法 人事課で配布する管理人入居申込書に、市販の履歴書(写真貼付)を添えてお申し込みください。
その他 1月22日(火)に面接選考を行います。

■問い合わせ 人事課(内線271)

平成20年 消防出初式

とき 1月8日(火) 午前9時30分

ところ 市民会館

内容 ●分列行進 (11:10)

バスターミナル前～総合福祉センター

●放水演習 (11:45)

大上戸川(金丸橋付近)



■問い合わせ 安全対策課(内線217)

平成19年度長崎県美しいふるさとづくり 花壇コンクール表彰

西大村中学校が努力賞を受賞し、その表彰式が平成19年12月8日(土)にハウステンボスで行われました。おめでとうございます。



■問い合わせ 河川公園課(内線434)

年始のごみ出し案内

年始日程表

分類	日程	1/1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)
燃やせるごみ収集			休	み		
資源物・燃やせないごみ収集		日割表のとおり収集します				
清掃センターへの持ち込み			休	み		
し尿くみ取り			休	み		

1月14日(月)成人の日は休日ですが、燃えるごみの収集を行います。収集曜日が、月・木曜コースのところは当日の8時30分までに出してください。(当日の清掃センターへのごみの持ち込みはできません)

清掃センターへ持ち込みをされる際の注意事項

- 内容物の確認をしますので、必ず事前に電話連絡をしてください。
- センター内での分別は、場内の混雑や事故の原因となりますので、必ず事前に分別してお持ち込みください。
- 「燃やせるごみ」……必ず「**大村市指定ごみ袋**」で出してください。
- 「燃やせないごみ」「資源物」…市販の無色透明のごみ袋で種類ごとに分類して出してください。
- パソコンや家電5品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)は持ち込みできません。

■問い合わせ 清掃センター☎543100

住民基本台帳カードを交付しています

市民課では、希望する人に住民基本台帳カード(ICカード)を交付しています。(手数料:住基カード500円、電子証明書500円)

カードの機能

- **日常生活での本人確認ができます**
写真付きのものは、公的な証明書として利用できます。
(例) 金融機関の窓口での本人確認
運転免許証を返納した人の公的証明書
- **住基ネットでの本人確認ができます**
全国どこでも住民票の写しが交付できます。
- **インターネットを使った電子申請での本人確認ができます**
電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になります。
(例) e-Taxでの確定申告の際の個人認証

※ e-Taxの確定申告時期は窓口の混雑が予想されますので、早めの取得をお願いします。

※ 住基カード個人認証の登録には発行までに40～60分を要しますので、確定申告などで取得する人は早めにお出かけください。

■問い合わせ 市民課(内線100)

郡地区に生涯学習の新しい風!!

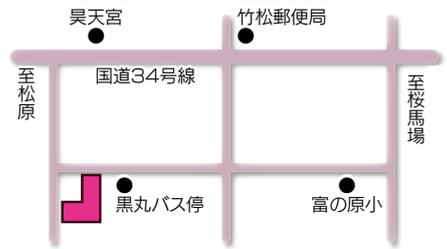
やすらぎと生きがいをもとめて

郡地区公民館

利用のご案内

☎ 553337

FAX 553397



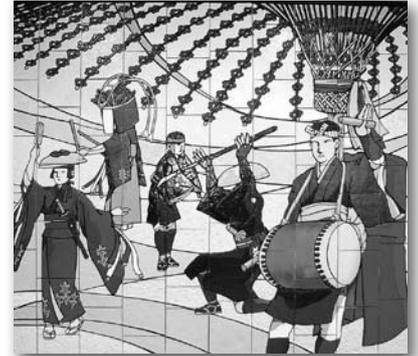
所在地:富の原2丁目382番地1
駐車台数:55台

Information

【使用料】◇社会教育を目的とした使用 ※社会教育目的外使用は10割増

単位:円

	面積(m ²)	定員(人)	9時~12時		13時~17時		18時~22時		9時~17時		13時~22時		9時~22時		冷房/暖房 (1時間につき)
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時				
多目的室	268	132	1,400	1,850	1,850	3,250	3,700	5,100						600	
第1会議室	26	15	100	150	150	250	300	400						100	
第2会議室	80	48	400	550	550	950	1,100	1,500						200	
第3会議室	50	24	250	350	350	600	700	950						100	
第4会議室	60	28	300	400	400	700	800	1,100						150	
和室	86	43	450	600	600	1,050	1,200	1,650						200	
料理講座室	80	24	400	550	550	950	1,100	1,500						200	
工芸室	43	16	200	300	300	500	600	800						100	



ロビーに掛かる郡3踊の陶板レリーフ



多目的室

(講演会・伝統芸能活動など)



第4会議室

(ジュタン床、会議など)



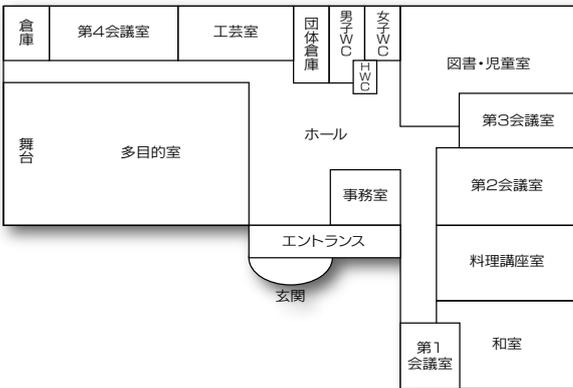
工芸室

(陶芸、染物、各種工作など)



図書室
児童室

(県産材を使った温もりのある空間)



事務室・受付カウンター



第3会議室

(床・内壁に県産材使用)



料理講座室

(4人掛け調理台6台)



和室 (36畳)

【使用申込方法】

- 所定の使用申請書に必要事項を記入し直接窓口に提出してください。
- 定例利用登録団体は、使用する月の3か月前の月から受け付けます。
- 社会教育目的外の使用は、使用する日の2か月前の日から受け付けます。
- 原則として、使用する5日前までに使用申請の手続きをお済ませください。
- 施設の利用、空き状況の確認は、市のホームページの公共施設予約・案内システムからできます。
- 施設利用申込は、あらかじめ利用者登録が必要です。

【使用を制限する場合】

- 宗教団体の使用および宗教活動、違法行為での使用、営利目的の使用など。

定例利用登録団体
受付中です

郡地区公民館を年間通して定期的に利用する学習グループを募集中です。

詳しくは郡地区公民館にお問い合わせください。